

第3回

知財担当者が知っておきたい企業法務 企業担当者が知っておきたい知財法務

独禁法・取適法(下請法)と知的財産法

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

独占禁止法21条において各種知的財産権の「権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」との定めが存在することから、独占禁止法と知的財産法の関係は、しばしば議論の対象とされてきた。さらにIT産業を中心とした、社会経済の動向は、この議論にもしばしば影響を与えている。また、下請法が令和8年1月1日施行の中小受託取引適正化法（以下「取適法（下請法）」¹という。）へと改正されたことで、企業間取引において知的財産の処遇に留意をする必要性は高まっており、問題となる場面も多様になっている。

以上のような企業間取引のコンプライアンスという文脈で、近年、取引を通じた知的財産権の吸い上げが問題視される場面も存在してきた。他方、法的保護対象とするべき情報の範囲については、近時の東京高判令和6年6月19日（令和3年（ネ）第4643号）が著作権の保護対象とはならない情報に対して、民法上の保護を及ぼしたことで議論が生じている。こうした兆候は、企業の取引上のリスクを管理する上で、どのような影響を及ぼすか、という点は法規制の動向と、事業活動における情報の重要性の高まりの中で問題となり得る点である。知的財産権と独占禁止法が横断する問題については、双方の観点から様々な議論がされているものの、論点も様々であり、具体的な注意点については、知財担当者からも法務担当者からも疑問が生じる場面が少なくない。

○ 担当者の疑問

当社の知的財産管理について、例えば保有する特許権を他社に行使する場合には、行使の態様によっては、独占禁止法によって権利濫用になることがあり得るということは裁判例でも議論がされているところだと思います。他方で例えば、訴訟や紛争以外の場面で知的財産が関係するような契約交渉が問題になる場面では、色々なガイドライン等が出ているところだと思いますが、どのようなことに気を付ければよいのでしょうか。

1 従前の裁判例や文献において下請法の語が用いられており、改正後日が浅いことも踏まえ、本稿では、このような表記とした。

以下では、知的財産法と独占禁止法、及び下請法（取適化法）を中心に、競争法の領分として論じられる法分野と知的財産法の連関について、概観し、上記の疑問への簡単なコメントを付してみたい。

第2. 特許法と独禁法等の関係

1. 交錯の背景——特許法を中心とした動向

特許法と独占禁止法をはじめとする、競争法については、その緊張関係がしばしば指摘されてきた。問題とされる背景は、前記のとおり、独占禁止法21条の条文が一因と言える。もっとも、同条は特許法に限らず、著作権法等の他の知的財産法も対象としている。

そうした中で、特許法が特に問題とされた背景は、産業や経済上の要因が一つには考えられる。まず、独占禁止法と知的財産法の関係は、標準化技術との関係において、関連する技術を一括してライセンスの対象とする、パテントプールを通じた取引が流行したことで注目を受けた時期が存在する。こうした取引においては、主としてライセンスの対象が特許であることが指摘されていた²。このことから、特許と独占禁止法をはじめとする各種法令の関係性は注目をされることとなった。

また、産業構造との関係では、いわゆるアフターマーケット市場（ある商品を購入した後に必要となる補完的商品に関する市場³）を念頭に、独占禁止法と特許法の議論が検討される場面も多く存在してきた。一例として、特許権行使の場面で権利濫用の主張が独占禁止法との関係で行われた知財高判令和4年3月29日（令和2年（ネ）第10057号）及びその原判決である東京地判令和2年7月22日（平成29年（ワ）第40337号）は高い注目を集めた。関連して参照されていた「知的財産の利用に関する独占禁止法の指針」（以下「知的財産ガイドライン」という。）は、特許と独占禁止法が交錯する場面では、しばしば言及される。知的財産ガイドラインでは、独占禁止法21条の適用について、「行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者が創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反する」場合には、外形的に知的財産権の行使であるとしても、同条は適用されないとの見解を示した上で、実質的な観点を踏まえつつ、マルチプル・ライセンスやクロスライセンスといった、各種の取引類型における知的財産権の活用と取引・競争の制限の関係についての検討を行っている⁴。こうした具体的な取引に即しつつ、実質的な観点からの検討を行う知的財産ガイドラインは法的な主張において参考になり得る。上記の裁判例の他、例えば、東京地判令和3年8月31日（令和元年（ワ）第27053号）でも、権利濫用に関する主張が行われていた⁵。

具体的に独禁法に抵触した場合については、上記のような権利濫用に基づく特許権の行使に対する制約が注目されてきたが、その他に、独占禁止法24条の請求が注目されてきた。大阪高判令

2 パテントプールの隆盛の中で、平成11年に「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」が公表され、その後、後述の知的財産ガイドラインの公表に伴い、廃止され、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」の公表に至った（公正取引委員会「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/nyoukijun/patent_files/patentgl.pdf）（2026年3月23日・最終閲覧）1頁（2007年））。

3 公正取引委員会「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/nyoukijun/ryutsutorihiki.html>）（2026年3月23日・最終閲覧）23頁（2017年）。

4 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/nyoukijun/chitekizaisan.html>）（2026年3月23日・最終閲覧）3頁（2016年）。